

令和6年 第11回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和6年11月25日(月) 午後1時30分～午後3時16分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 宇佐美幸雄	2番 山田 茂	3番 竹内 佳重
	4番 須藤 克美	5番 宮口 太郎	6番 井上 豊
	7番 芝崎 篤子	8番 眞砂 幸光	9番 神宮 俊夫
	10番 戸塚 勉	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 田中 正明	14番 中山 範雄	15番 金井 亮
	16番 伏田 再子	17番 丸山 征二	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 恭義	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	真下 貴光	農地係	中嶋 圭
農業振興係	大河原健斗		

会議の概要

議長 ただいまから令和6年第11回農業委員会総会を開会します。

出席委員は、17名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、2番山田茂委員・16番伏田再子委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。
次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 令和6年10月25日開催の第10回総会で許可相当の議決案件、農地法4条関係4件、5条関係19件につきましては、令和6年11月18日付で許可書を交付いたしました。
なお、前回の総会で継続審議となりました農地法5条の案件2件につきましては、令和6年11月21日に譲受人である事業者から、他法令の許認可申請の進捗との調整のためとの理由で取下げ願が提出され、申請は取下げとなりました。
令和6年度関東ブロック女性農業委員等研修会が11月15日に埼玉県さいたま市の埼玉県民健康センターで開催され、伏田委員が出席されました。
群馬県農業会議の第8回常設審議委員会が11月18日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席されました。
子ども食堂への令和6年度のお米の寄贈式が11月21日に安中市役所で行われ、丸山会長が出席されました。
報告は以上となります。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。
令和6年11月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。
議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の3件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。
以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
本案に対して意見のある方はお願いします。
2番。

2番委員 2番です。議案第1号、農地法3条の1番です。この畑、相続人のいない畑。

というのは、売って負債を引いて、残りは国庫に入れるという形の畑なのです。行ってみると、しばらく耕作放棄で桑の木が直径20cm以上にもなって、あと雑木、シノが生えている畑もあり、これは土木関係に携わっている人が譲り受けて、安中市の推奨品を植えるということで、問題ないかと思われます。以上です。

議 長 ほかにありますか。

3 番。

3 番委員 3 番です。議案第 1 号、3 条の 2 番です。この土地については、今まで耕作放棄地になっていて、その中に大きい木が 1 本生えている。これが一番問題なので、この木を何とか撤去してもらえれば、うちのほうはオーケーにしたいと思っていますけれども、そんなところでよろしいですか。

議 長 ほかにありますか。

10 番。

10 番委員 10 番です。議案第 1 号、農地法 3 条の規定による許可申請案件、3 番です。この案件は、譲渡人は現在〇〇に入っておりまして、耕作できない状態にあります。譲受人は農地を所有しておりませんが、所有後は近隣の農家の人に手伝ってもらって耕作できる状態にあります。よろしく願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 1 号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は、連合審査にしたいと思います。これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1 班に 1 番の 1 件、2 班に 2 番の 1 件、3 班に 3 番の 1 件、以上合計 3 件を付託します。

次に、日程第 4、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明願います。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和6年11月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、11月20日に実施された申請面積1,000平米以上の現地調査対象案件1件ございました。こちらにつきましては、隣接の土地から一時改良の許可のほうを同意を得ていないという問題がございましたので、ご報告させていただきます。議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書2ページ記載の2件です。受理した申請書は、2番を除き農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

14番。

14番委員 14番です。議案第2号、農地法第4条の2番です。

この土地は両サイド、東、西、住宅に挟まれた細長い土地なのですが、2筆あるその1筆のところに90cmからの埋め土をするということで、申請者は分からなかったもので、先ほどありました反対している隣接している方をよく知っていますので、様子をうかがいに行ったのですが、業者のほうからただで埋め土してやりますよという話に、申請者が乗ってしまったという形らしいのです。細長い土地で90cm上げられれば、そこは耕作するには非常にしづらい。水がたまったりして。〇〇、〇〇は亡くなったのですが、以前は野沢菜を作って非常に優良な農家だったので、〇〇さんは今〇〇へ行っていて耕作ができない状態なのですが、農地として守っていきたいということで、現地調査へ行ったときも、皆さんこれは問題あるのではないかという話だったので、私地元委員としても反対ですので、よろしくご審議をお願いします。

議長 ほかに。

15番。

15番委員 15番です。議案第2号、農地法第4条のうちの1番です。

ここはまさに申請の理由のとおりなので、始末書も添付されています。それで、現況は家から宅地の南側、階段状になっているところなのですが、特に東側は現在コンニャク畑で、見に行ったらちょうどコンニャクの収穫しているところ

なのですが、特に周りの農地との関係でいきますと支障になるような土地ではありませんので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ、打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思えます。なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番の1件、2班に2番の1件、以上合計2件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明願います。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和6年11月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

11月20日に実施されました申請面積1,000平米以上の案件に関わる農地法第5条申請につきましては、10件です。現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。

令和6年11月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書3ページから5ページ記載の23件及び議案書6ページ記載の計画変更1件の計24件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法5条の4、5、7、8、9、13、14、15の8件です。まず、4と5は隣接する土地で、周りが住宅なので問題ないかと思われま

す。

7番です。7番は排水管理設用地ということで、これも問題ないと思われま

す。8、9、これも隣接しておりまして、北は小高くなっていて、東は道路で、これも問題ないかと思われま

す。13、14です。これも隣接している土地で、旧道沿いに住宅と隣の物置を壊して、この奥りの畑を一体として分譲するというので、これは3種農地で問題ないかと思われま

す。

議長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。6件あるので、順番にいきたいと思います。

3ページ、2番と6番です。2番につきましては、〇〇、〇〇というのがある、〇〇の少し奥りにある農地で、3種農地ということもありますし、特に問題ないと思いま

す。6番につきましては、太陽光が南側にあつて、その通路と管理用の駐車場ということで、計画変更も出されておりますけれども、特に問題ないところだと思いま

す。続きまして、5ページの16、19、20、21。16番につきましては、市道に接している土地で、周辺も耕作されていないような土地がありまして、特に問題ないと思われま

す。19番につきましては、〇〇という〇〇があるところの西側のほうで、住宅街の南側、線路沿いの位置に面している土地で、この土地も周辺には影響ないと思われま

す。その後、20、21ですが、これは道路を挟んで細長く続いている土地なので、すけれども、これにつきましても周辺農地に影響は特になくと思いま

す。議長 ほかにありますか。

11番。

11番委員 3号議案、第5条関係の3番、10番、11番、12番、18番ですが、まず3番につきましては、これは〇〇の100mぐらい東の場所で、もう既に雑木が生えていて放棄地の状態であります。西方には既に太陽光があるということで、3種ということで問題はないと思われま

す。それから、10番ですが、10番は〇〇の裏方、〇〇の間のところでありま

す。これについても長年耕作されていない放棄地状態でありま

す。3種ということで、これも特に問題はないと思われま

す。それから、11番、12番ですが、この土地につきましては〇〇、〇〇のすぐ西方でございま

す。3種ということで、これも特に問題はありま

せん。それから、18番ですが、これは〇〇北側、〇〇へ向かって100mぐらいの土地で、住宅と住宅の間に挟まれた土地でございま

す。これも長年耕作されていない土地で、周りに影響もないと思われま

す。以上、参考にしてください。

以上です。

議長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 12番です。5条関係、1番と17番です。2件とも太陽光施設用地への転用申請の案件でございま

す。1番につきましては、現地一帯が長年にわたって梅作りが盛んに行われたところで、現在も継続している農家が何件か残っておる地域でございま

す。申請地につきましては、高齢のために、梅の木の幹を1mぐらい残して伐採されている状況でございま

す。北側には住宅地がありますが、通路でひな壇が掘られております。近隣の住民に配慮して、周辺に植林といたしま

すか、植栽で囲う予定になっておりまして、年2回除草する計画となっておりますので、問題ないと思

いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、17番です。17番につきましては、令和3年5月18日に農振除外の申請が許可されてお

ります。対象地の位置は5m以上の高台になっておりまして、国道に面しているということで、全面植栽で囲

う計画がされております。北側に同時に農振除外の申請を受けた筆が1筆残っておりますが、この残

っている1筆につきましては、土地分譲地として予定されておりますので、農地としての影響を受けるか

どうかは関係ない状況になっております。

それから、案内図といたしま

すか、配置図がついています。5条の17番を広げていただきたいと思うのですが、5条の17番に赤の斜線がついているところ

が申請箇所でございます。中央の細長いのが2段に重なっているところが畑地でございます、図面の左側の細長いところが田となっているのですが、この赤の両サイドのほうに波形の線を上からずっと引いておりますが、これは水路が通っています。非常に急な崖地というか、斜面になっておりまして、土地の形状を見ますと、赤い斜線がある1列上に道路があって、〇〇さんというお宅がございます。これは平面図で見ると感じないのですが、〇〇さん自体がこの下の道路からかなり高台のところへ建っておりまして、上に〇〇さんというお宅があるのですが、後ろのほう、頭の後頭部に当たるような本当に急激なところにあります。

また戻りますけれども、左の田んぼのところは、左側の急激に落ちる水路に合わせた形状で、非常にくぼんだ状態で〇〇の方へかかっているようなふうになっています。国道付近のところは1筆空いておりますから、国道との関係は多少薄れると思うのですが、広い畑の部分は崖の形状が縦にあるのですが、高台のところに養生されてしっかりと斜面が造られているのですが、下が国道の南側、駐車場となっているところは〇〇の駐車場なのです。

そこから赤い斜線のほうを見ますと、本当に台形の風呂場の台ではないですけれども、ここだけが台形に高く盛土といたしますか、形状が造られている状態で、両サイドが波形の水路のところは崖地といたしますか、両方が落ち込んでいる形状で、畑の3方が非常に落ち込んでいる。3方といたしますか、国道を含めて3方になるのですが、落ち込んでいる状況で、大型機械でも入ろうものなら、両方うっかりすると、国道に落ちこちるか、両サイドに落ちこちるかという非常に危険なところで、地元の農業委員として見ていて、農業をやる大型機械、近代化の機械を使ってやるのには非常に危険な状態だなど、ふだん車でここを通りながら感じて通っているところでございます。図面を見ながらの説明が下手で、臨場感がないと思うのですが、申し訳ありません。

一応そういうことで、地元の農業委員としてはぜひ太陽光を国道のそばで、景観とか何とかは景観条例のほうへお任せするとしまして、太陽光やむを得ないのかなと思っておりますので、よろしく申し上げます。すみません。説明が下手で申し訳ございません。よろしく申し上げます。

議 長

ここに関して補足しておきますけれども、これは十数年前の台風のときに土砂が流出して、国道を1日だか2日だか閉鎖して、今蛇籠みたいなもので水を通り抜かせて崖を擁壁を造る、ちょっと国道とすれば珍しい形を取って、ここは

要は水がたまる場所なのです。過日の夜に2日雨が降ったときも、この地図のすぐ上にある〇〇さんありますけれども、〇〇さんの会長さんがやっているのですが、この〇〇さんが直撃を受けて、今修繕を一生懸命やっていますけれども、どうもこの辺は水が集まってくる場所なのです。

それなので、今回の申請に当たっても、市の土木のほうと事前協議をされて、排水に関してもトレンチを掘るといふこととため池を造るといふことは、予定図にも書いてあるのですけれども、今回も呼出しをさせていただいて、農業委員会としても水に対する配慮をしっかりとしてほしいということを議事録に残すためにも、本日呼んでおりますので、皆さんのほうから忌憚のないご意見を出していただいて、業者さんに確認をしていただきたいと思います。

次、ほかにありますか。

1番。

1番委員 議案第3号、農地法5条の申請の22番、これは先日現地調査で各班長と回らせていただきました。特に問題はないと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長 ほかにありますか。

17番委員 では、私から、17番です。23番です。こちらは過日現地調査をさせていただいたところでありまして、黒土の一時採取ということで農用区域内なのですけれども、除外規定に該当します。〇〇関係でもありまして、周辺農地への影響もないと思われまますので、審議の参考をお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に16番から23番の8件、2班に8番から15番の8件、3班に1番から7番の7件、併せて計画変更の1番の計8件、以上合計24件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わりしだい再開します。

(休憩午後 2 : 15)

(書類審査)

(再開午後 2 : 36)

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第3号、農地法第5条関係の17番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第3号、農地法第5条関係の17番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第3号17番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから、申請内容の説明をお願いします。

17番申請者 今回ご審議いただいています〇〇の〇〇と申します。よろしく願ひいたします。

事業の概要を説明させていただきたいと思います。今回の事業地は、〇〇ほか3筆の土地を利用して太陽光発電所を設置する予定でございまして。敷地面積は合計で4,455平方mになります。設置するパネルの量なのですが、枚数にしますと832枚、パネルの設置面積にしますと2,149平方mとなります。農地面積で4,455平方mですので、約半分ぐらいの面積にパネルを設置させていただく予定でおります。パネルの発電量に関しては、495.04kwの発電量となります。今回の太陽光発電所はFITの申請が受け付けられておりますので、発電量としては249kwとなります。

基本的に造成に関しては、現状の敷地を利用するという事で、若干の整地はあると思うのですが、草木の伐採と若干の整地が出るかと思っております。一切土を動かすとか、造成は基本的には行いません。それと、国道の上の敷地に当たるものですから、過去に土砂災害が起きている場所ということも承知しております。今回浸透トレンチを十分設置をした上で、安全率も1.2倍から1.5倍の安全率で設置する計画ではあります。それ以外の雨水に対する対策というのは、現状ではまだ、安中市さんの太陽光条例に基づいて、恐らく各部署からいろんな指導等があるかと思っておりますが、それに沿って対応させてもらうようにしたいと思っております。

概要としては以上なのですが。

議 長 そちらの方はよろしいですか。

17番申請者 ○○と申しまして。

17番申請者 許認可のほうを担当させていただいております○○の○○といいます。よろしくをお願いします。

議 長 申請者の説明が終わりました。

質問のある方は挙手にてお願いします。

15番。

15番委員 15番です。今日のご苦労さまでした。

いろいろ質問したいと思うのですが、まず先ほど言われました安全率が1.何がしと言われましたが、この安全率というのはどういう計算なのでしょうかとことです。まず、それを伺います。

17番申請者 今、1時間雨量の雨量計算が、安中市さんの指導によって、5年確率ということで指導を受けております。5年確率という指導は、1時間当たり64.8mmの雨が降っても、敷地の中から外に雨水が流れ出さないという雨量の計算になっています。ただ、今回実は敷地が2段になっていまして、特に低いほうが北側からの道路に降った雨が、そのまま道路から敷地の中に直接流れ込んでしまう可能性があるものですから、そちらのほうに調整池、トレンチよりもちょっと大きな調整池を設けて、1時間64.8mmの雨を、その1.5倍降った場合でも一応受けられるようにということで、ちょっと大きめのトレンチ、一般的なトレンチなのですけれども、調整池という形で少し広く造っております。さらに、上の道路からすぐ1段落ちたところ、道路からの水が多くなってしまうような気がしたので、そこに設置する予定の施設があるのですけれども、その施設を上の高いところに移す計画を今進めております。その代わり、そこにさらに沈砂池、上から来た土砂が受けられるような沈砂池の計画なんかも現在つくるように進めています。一応そういうことでよろしいでしょうか。

議 長 15番。

15番委員 15番です。表流水といいますか、降水量5年確率64.8mm。ただし、今年の雨で、その降水確率そのものが多分崩れていると思うのです。崩れているというか、再計算すると、5年確率で64.8mmということはないと思うのです。というのは、この前の9月8日、9日で合わせて200mm近く降っているのですよね。時間雨量にして、アメダスで正式には測っていないでしょうけれども、

ここは要するに高崎市のほう、アメダスしかないので、公式な雨量データはないと思うのですが、間違いなく64.8mmは降っていると思うのです、時間雨量。だから、再計算すると、5年確率はこれ以上になる可能性があるのです、その辺はもう一度計算し直してほしいと思うのです。確率、降水量ですね。

議長 はい、どうぞ。

17番申請者 もちろん委員の先生のおっしゃることはよく分かるのですが、一応安中市さんの太陽光条例の基準に基づいて、64.8mmの1.0倍でも役所の許可としては受け付けるという前提があるとは思っています。ただ、私どもはさらにそれを1.5倍までみますという前提でおりますので、確かに今おっしゃられている64.8mm以上降っているのではないのと、瞬間的にはそういうことがあるかもしれませんし、ただそれを超えても、約100mmまでは対応しようというふうな姿勢でおります。あとは行政側の指導に基づいて、敷地に若干余裕があるもので、できる限りの雨水対策はしたいと思います。

議長 15番。

15番委員 分かりました。雨のほうの関係は分かりました。

それと、ここが一回20年ほど前に斜面崩壊して、国道に土砂が流出したというのはよく理解されていることは分かりました。それで、この場所は全体的な大きな地形で見ますと、やせ尾根なのです。やせ尾根の国道との交差する箇所になるわけです。やせ尾根の斜面の端部。それで、ここに対策工が、草で覆われているのでよくお分かりにならないかと思うのですが、蛇籠を積んでのり面保護をしているのです。蛇籠でのり面を保護するということは、よっぽど土砂が不安定な場所だということです。排水目的もあって、蛇籠を使っているわけです。そこに太陽光を設置して、しかも国道と平行した形でトレンチを掘って、ここに上からやると5列、5段の浸透施設を造る。これ自体、これで浸透させたら、この斜面がますます不安定化するのではないかと、私は危険を感じているのですが。

それとあと、この施設の西側の沢のところにも、ここにも若干造成を加えて太陽光を計画していると。ここは沢なのです。この細長いところの西側が沢になっているのです、今の地形で見ますと。この沢が例えばこの前の9月の大雨のときに、どんな状況になったのか把握されているかどうかということです。この細長い太陽光施設の一番下段のところに、これも水をためる施設ですね。これを設ける必要性というか、私が言いたいのは、今までどおりの教科書的な太

陽光の構造の計画では、ここはちょっと対応できないですよということを注意喚起したいために、こういう質問しているのです。蛇籠で斜面を押さえるということは、まさに地滑り地とか、そういうところの斜面を押さえるための保護工を、このまさに国道ののり面で使っているということをよく理解してもらいたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

17番申請者 これは、もともと所有している地主さんの、今、先代の方から受け継いだ○○さんという方がこの土地を持っていらっしゃるの、敷地の利用状況はよく聞かせていただきました。そもそもこの土砂災害があったというのは、これは地主さんの考えですが、国道を通過させるために切土があったと。道路、国道を造るのに切土されて、切土されたままの状態に放置されていた。そのために、その切土されたところから土砂が流出した。流出した後に蛇籠を積まれたということだというふうに私は理解しています。それは2桁国道ですから、国土交通省さんが、これを崩壊した後に、蛇籠を積んで防止するためにその工事を行ったということは、地主さんからそういうふうには聞いております。

ただ、もう一つ、その浸透する水、敷地に降った水が、では今トレンチがないと。現状のままだったら崩れませんというお考えなのかもしれませんが、降った水はどこへ行っているのでしょうか。敷地に降った水は敷地の外に、この場所は流出している水のほうが多いです。東側に用悪水路がありまして、その用悪水路も土砂災害があったために、敷地の用地買収を国が一部して、用悪水路と水路の整備もされております。ということは、敷地に降った雨が、急激に降った場合はどうしても敷地の外へ出てしまうので、その出た水をどうするかというのを、国が恐らく対策として用悪水路と水路敷を造って受けていると。その急激に降った雨を防止するためにトレンチを造るものですから、今まではトレンチがないわけです。

ただし、パネルを置いたために流速の問題だとか、急激な雨量の集中だとかということを防ぐために、できるだけ大きなトレンチを造って雨水を一回受けまします。受け切れなかったものは、今までどおり外へ出るかもしれません。ただ、近隣に及ぼす影響は最小限にしようということ、私どもは安中市さんの指導に基づいて、その条例に基づいてしっかり守って施工したいと思っております。

議長 12番、いいですか。12番。

12番委員 地元の委員です。お疲れさまです。いろいろ状況が最近の9月の雨とか経験して、私も一輪車を持って駆けつけたり自分なりにしていたのですけれども、難

しくてよく質問できないのですけれども、ただ農地としてここは安全に管理できる土地かどうかというところから考えたり普段しているものですから、果たして太陽光にするのがいいかどうかということの前に、農地としてずっと継続して使える土地なのかどうかということを考えて、漠然と考えていたものですから、今の雨水の関係とか、そういうのをお聞きしていてもよく分からないです。

だから、原時点で太陽光にするのがいいかどうかというところも疑問に思っているのですけれども、大型機械とかを使う場合に、非常に3方が落ち込んでいるものですから、危険地帯でもありますし、そういうことを踏まえて何か利用が農地以外でないかなということは普段考えてはいたのですけれども。ただ、今の話を聞いている中で、最近の気象状況とか参考にしますと、条例のほうとか、そういうことも追いついていない部分があると思うのです。そういうことを踏まえて、太陽光で今計画されているのですけれども、太陽光の場合にはそういう一歩条例等を飛び越えていろいろ知識を結集していただいて、地形として安全に使えるような仕組みを十分に検討しながら進めていただければと思っております。それしか言えないので、難しいことは分からないので申し訳ないのです。

17番申請者 事業主としても、万一土砂災害が起きたり、近隣に被害を及ぼすような事業を推進した場合、当然責任が発生します。それと、損害も発生します。まして土砂災害の警戒区域に指定されているのは承知しておりますので、太陽光発電所を造ったことが原因だと言われることのないように事業を進めていきたいと思えます。すみません。よろしくお願ひします。

12番委員 ぜひよろしく、その辺のところを十分検討しながら積極的に、規定があるからというか、それよりも踏み込む形で検討を進めていただきたいと思ひますけれども、よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 1つ教えてください。この絵を見ますと素掘りのトレンチ、これは全部横、要するに地形に対して横に走っていますよね。この素掘りのところは40cm掛ける1m30の大きさですから、ある程度の雨が降ってもこの中にはたまると思うのですけれども、そのたまった水を下に抜く方法というのは、例えばあふれるのを待つという事ですか。

17番申請者 1時間雨量、これはすみません、単純に大きければ大きいほど浸透率が高くなると思うのですが、実はちょっとお話ししますと、今は安中市さんが、太陽光発電所を造りますと、昔はトレンチなんていうのを造りますよといっても、なかなかトレンチをそこへきちんとした絵のとおり残せないのです、工事しながら。ところが、今安中市さんは、現場へ来て全部寸法を測っていくのです。本当に設計段階の予定面積、また雨量の貯水量が取れているかどうか、最終検査がありまして、きちんとしたトレンチでないと、全部改修しなさいという指導を受けます。ただ、トレンチもいいのですけれども、一旦工事しますと草も何もなくなってしまう状態なので、敷地が裸の状態になってしまうものですから、敷地の地盤が安定する時期までは、特にこのトレンチの雨水の管理が重要かなというふうに思っています。

ただ、場所によってはしみ込みやすいところもあるでしょうし、なかなか浸透しにくい敷地もあるかもしれませんが、できる限り安全率が高い大きめ、広めのものを造るしか方法がないと思うのですが。

8番委員 私が聞いているのは、トレンチが全部横に走っているのだけれども、ここにたまった水が下に流れる方法は、雨水が上にあふれ出るのを待っているような方法しかないのですかということです。

17番申請者 そうですね。ここにたまってオーバーフローすれば、それが外に流れます。

8番委員 ただ、たくさんたまると、その水が現在降っている雨水と一緒にあって、より大きな土砂崩れを引き起こす可能性があるのではないかと。というのは、実はこの場所というのが〇〇、国道の下に〇〇が走っています、〇〇が。〇〇から〇〇、特に〇〇の手前のところまでは、非常に雨水が上から下に流れる。それで、砂が動くという確率の高いところですよ。ですから、この地名も〇〇というふうになっております。だから、それなりの雨水を下に流すようなことのほうを考えないと、下に国道があるから、またそれも大変なのかなと。せっかく防草シートは張りませんよ。草を生やして除草管理しますよというのも、たくさん降ったときの雨水の対策なのかもしれませんが、場所が場所ですので、より一層対策をきちんと立てたほうがいいと思います。

17番申請者 十分役所のほうと打合せしながら進めさせてもらうようにしたいと思います。どうしても敷地内で水を、ここまで降った雨の水は敷地内で処理しなさいという、そういう法律の中でこれは設計しているものですから、それでも今委員の先生のおっしゃるとおり、私なんかにすれば、隣に立派な堀があるのだから、

そっちへ流したほうが安全ではないのって、おっしゃるお考えはよく分かります。ただ、場所柄のこともありますので、行政さんともよく、これからの打合せになるものですから、よく打合せして指導を受けながら進めたいと思います。

8番委員 分かりました。ぜひそんなことも今言ったような事も頭の片隅に入れて検討していただければと思います。よろしくお願いします。

議長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 たびたびすみません。今意見を聞いていて思ったのですが、管理はあと除草、除草管理となっているのですが、絵を見ますと横へ走っているトレンチが、設計設備のちょうどいっぱい引かれているのですよね。そうすると、除草管理ができるかどうかと疑問なので、素朴な質問なのですが、草は日陰になっているから、そんなに伸びないと思うのですが、伸びたままにしておきますと、ある程度刈ったほうが根の張りがいいのですよね。刈り過ぎても草は根が短くなってしまって、年2回ぐらいは除草したほうが粘りがよくて、土の流れとかそういうのを止めるのもいいかと思うので、除草管理というのは大事だと思うのです。その辺のところを工夫が必要かな。

トレンチは計算どおりとか、それをまたこれからやって、ある程度の深さのところはそういう計画されているからいいのですが、幅いっぱい横にこういうふうに掘削されていると、除草の管理がなかなか行き届きづらいので、そこをまた工夫しながら。

17番申請者 そうですね。一応原則的な位置に置いてしまっているのですが、十分その辺も検討させてもらうようにします。

12番委員 足の高さが安定したら、ぶれるかぶれないかという作業の面のあれもあるかと思うのですが、この辺がちょっとどうかなと思うので、その辺の除草管理等をよろしくできるようになります。

17番申請者 はい、分かりました。ありがとうございます。

17番委員 では、そろそろ時間もありますので、最後に17番から。

本日はどうもご苦労さまです。先ほどからうちの委員がみんな言っていることは、もう十分ご承知だと思うのですが、あそこは過去の台風で土砂崩れを起こして、つい先日の夜間の大雨でも上の〇〇さんの所まで土砂が来たのもご存じですよね。

17番申請者 聞いております。

17番委員 あそこはそういう地域、地形がそういう地形になってしまっているのです、皆さんが水に対してすごくナーバスになっているところでもありますので、行政指導は行政指導として、それを超える安全対策を、1.5の安全対策をされているということですが、やり過ぎはありませんので、可能な限り、お金の問題もありますけれども、お金をちょっと渋って後で大変な思いするよりも、最初にかけておいて安全な思いをしているほうがはるかにいいと思うので。ましてや下は国道で、その下に〇〇も走っているのです、いろんなライフラインにも影響が出る可能性もありますので、そこのところを十分注意してやっていただきたいと、それが安中市農業委員会の総意であります。

17番申請者 はい、ありがとうございます。どうも今日はありがとうございました。

議長 ご苦労さまでした。

(議案第3号17番案件申請者退出)

議長 ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 3:04)

(意見取りまとめ)

(再開午後 3:04)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 7番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 9番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、2番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 3班。

3班班長 14番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、3番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示した

とおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 7番です。1班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 9番です。2班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、2番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、隣地との段差があり、隣地の同意も得られず不許可としたいと思います。

以上。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班

の報告のとおり決定しました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 7番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、16番から23番の8件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 9番です。2班に付託された議案第3号、農地法5条関係は、8番から15番の8件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 14番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から7番の7件です。及び計画変更1番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

15番。

15番委員 5条の23番ですが、〇〇です。黒土の採取後の埋め戻し計画が入っていなかったのですが。入っていればいいのですけれども。

議 長 審査したのですよね。

15番委員 入っていなかった。

事務局 一応最後のページに。

15番委員 何て書いてありますか。

事務局 農地復元計画書。

15番委員 中身です。

事務局 復元期間としては、令和9年10月1日から12月31日の3か月。工法とすると、耕土30cmを残して畑に戻して、土地所有者に引き渡す。転用に際して一時除去した耕土を、〇〇から搬入して農地に復元する。自家労力により復元する。他の農地に影響のないように注意して復元作業を行いますという内容

です。

15番委員 はい、分かりました。

議長 山土。

15番委員 山土、黒土ではなくて。

議長 黒土取って黒土戻したら、採取できない。

15番委員 山土を戻したのでは、農地として利用できないでしょう。農地としての残したいのが、この農業委員会でしょう。

8番委員 山の土にもいろんなのがあるから。

議長 一応これは許可基準になっているのだよね。

15番委員 私の感覚としては、黒土20ないし30cmは戻すというのが、私の頭の中の埋め戻し計画だと思っていたのですけれども。

14番委員 表土は30cm剥いで、後でその30cm埋め戻す。取っておいて。

15番委員 ないです。山土って言ってますよね。

3番委員 違う、違う。

14番委員 中に入れる。

3番委員 新土、戻して。

14番委員 表土を30cm取っておいて。

15番委員 仮置きしておいてということ。

3・14番委員 そうそう。

15番委員 分かりました。

議長 いいですか。表土は30cmは黒土を剥いておいて。

15番委員 そういうのを守られていないのがうちの地区でありますので。私が着任する前です。

議長 これ、でも現地確認行っているわけだよな。

15番委員 現地確認している割には、計画どおりになっていないところが何か所かあるので、今度こういう申請が出たら、一言言おうかなと、騒いでいます。

議長 ここは〇〇とは違って〇〇関係で〇〇さんがちょっと使って、という事です。

15番委員 それを言ったら切りがないですね。

議長 そことはちょっと違うのだけれども、最終的には現地確認はしますから。では、いいですか、15番。

15番委員 はい。

議長 もう一回挙手をお願いします。

委員 挙手全員。
議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。
次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法附則第5条（令和4年5月27日法律第56号）の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。
令和6年11月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。
農用地利用集積計画は、議案書7ページ記載の3件です。改定前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
本案について質問がありましたらお願いします。

委員 なし。
議長 なければ打ち切ります。
お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。
議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号、農用地利用集積計画の承認については原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。
以上で議案審議は全て終了しました。
これをもちまして令和6年第11回安中市農業委員会総会を閉会します。
慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 3時16分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和6年11月25日

安中市農業委員会会長

2 番委員

1 6 番委員